

## 記者会見要旨

(平成30年2月16日)

### 品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書の公表について

1. 協会では、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を平成27年12月25日に設置し、協会の自主規制機能の中核を成す品質管理制度について、研究を進めてきました。このたび、同研究会の報告書「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」が作成されましたので、本日公表いたします。
2. 協会では、本報告書に記載されている提言について具体的に検討し、現在の制度や枠組みの中での対応にとどまらず制度や枠組みの見直しを含めた対応を進めるとともにそのほかの自主規制に係る課題も含め、自主規制の原点に立ち返った、そして透明性の確保に向けた横断的な対応を進めていく所存です。  
- - - -
3. 資料番号1 - 2「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」をご覧ください。
4. 近年、我が国を揺るがす不正会計事案が発生したことに伴い、公認会計士監査に対する社会的信頼が低下している状況にあり、協会としては、その信頼を回復させることが急務であると認識しています。そのためには、協会は自主規制機関としての機能を発揮し、監査品質の向上を図ることが重要と考えています。
5. 研究会では、協会の自主規制の在り方について、既存の制度にとらわれることなく、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究してきました。そのような研究であるため、構成員長は、現在は国際教養大学教授である鳥羽至英先生にお願いし、構成員は、学識経験者、法律専門家、協会役員とし、会員外の知見を取り入れることとしました。
6. 研究会では、会員に対するアンケートを実施し、その問題意識から、協会の自主規制に係る問題点・課題を追求することとし、平成28年3月～4月に、個人会員に対するものと、監査事務所に対するものの2種類のアンケートを実施いたしました。個人会員に対するものについては27,092名の会員・準会員に送付し3,489名から、監査事務所に対するものについては品質管理レビュー対象事務所208事務所に送付し、151事務所から回答をいただいております。
7. それでは、資料番号1 - 2をおめくりいただいて研究会報告書の目次をご覧ください。報告書は、報告書の内容と位置付け、監査の品質に関する研究会の理解と立場、提言とアンケート回答結果・コメントの分析の各項目に分けて取りまとめられており、その後に全体として16個の提言が記載してあります。
8. これらの提言についての内容は詳細になっておりますので、今回は、時間の関係で

説明は省略いたしますが、項目としましては、全体的提言として 監査時間の改善、監査報酬の改善、 財務報告制度と監査の品質の関係、 公認会計士・監査審査会による検査と協会による品質管理レビューとの関係、 協会における守秘義務に関するものとなっています。

9. 個別的提言は、協会による自主規制の取組・改善に関する提言であります。監査品質の維持・向上を図るため、品質管理レビュー制度、継続的専門研修(CPE)制度、個別事案を審査する監査業務審査会と品質管理委員会の関係の各項目について提言がなされています。また、その他の提言として、監査事務所の規模についての提言もなされています。

- - - - -

10. ただいまの自主規制の説明に関連してご説明いたします。平成 29 年 9 月 28 日の記者会見において、総合電機機器事業会社に係る監査について、自主規制団体である当協会では、調査を行っている旨をお伝えしました。このたび、その調査が終了し結果が出ましたのでお知らせいたします。
11. 当協会の監査業務審査会では、同社の監査を担当した監査人が、監査の基準に則った監査を実施したかどうかの調査を行い、その結果、今後、より深度ある調査の必要はないと判断しました。

- - - - -

12. 本件は、特定の工事契約に関連する損失の計上時期をめぐり、最終的に現任の監査人が限定付適正意見を表明するにいたった事案であります。大変稀なケースではあると思われるものの、資本市場に大きな影響を与えた事象であると認識しております。当初からの経緯を含む今回の事例に学び、制度上実務上の課題として検討していくことが必要であると考えております。
13. 公認会計士は、情報開示及び監査の専門家として、資本市場におけるインフラの一翼を担っております。今後も引き続き、資本市場、そして監査の信頼性確保に真摯に取り組んでいきたいと考えております。

関係省庁からの「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」の公表に関する会長声明について

14. 平成 29 年 12 月 28 日付けで、金融庁及び法務省から「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」が、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表されました。
15. これを受け、会長声明として、会員に対し、未来投資戦略の趣旨を理解し、個々の会社における適切・適時な開示の在り方や株主総会日程・基準日の合理的な設定に

向けて、一体的開示への対応は会社の任意となるものの、平成 30 年 3 月期以降の開示書類の記載内容の共通化について会社と検討するように要請しました。

- - - -

16. 資料番号 2 - 2 「会長声明「関係省庁からの「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の取組」の公表について」」をご覧ください。
17. 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」(「一体的開示」といいます。)は、現行制度上でも可能ですが、関係省庁の文書では、「未来投資戦略 2017」を受けて検討を行った結果、一体的開示をより行いやすくする環境整備の一環として、当面、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図るとされています。ここでは、共通化の内容として「財務諸表及び計算書類の表示科目」などの 15 項目が掲げられており、金融庁及び法務省が、平成 29 年度中を目途として共通化が可能であることを明確にするための法令解釈を公表するなどの対応を行うことが示されています。
18. 当協会は、以前から、会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化を提言しており、両制度の要請を満たす一組の開示書類を株主総会前の適切な時期に開示すべきであると考えております。
19. 会社における開示書類の適正な作成期間、監査人における適正な監査期間、また、投資家における議決権行使のための十分な議案検討期間の確保が可能となるためには、株主総会の開催日を会社の個々の状況に応じて柔軟に設定することや、会社法と金融商品取引法の開示書類の記載内容の共通化をより容易とする取組を行うことが必要となります。一体的開示に向けた取組は、この一元化を着実に進めていくための一つのステップとなると考えられ、当協会においても、プロジェクトチームを設置して、一体的開示について検討を行い平成 29 年 8 月に報告書を公表しております。
20. 今般、会長声明として、一体的開示への対応は会社の任意となりますが、会員に対し、未来投資戦略 2017 及びその具体的な取組である一体的開示の趣旨をご理解いただき、個々の会社における適切・適時な開示の在り方や株主総会日程・基準日の合理的な設定に向けて、平成 30 年 3 月期以降の開示書類について会社と検討するように要請しました。
21. 当協会は、一元化を目指して、一体的開示について引き続き意見発信をしていきます。

以 上